

令和4年11月25日提出

令和4年12月那須塩原市議会
定例会議議案

那須塩原市

令和4年12月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
同意第5号	人権擁護委員の候補者の推薦について	企画部
議案第77号	令和4年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)	総務部
議案第78号	令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	保健福祉部
議案第79号	令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	保健福祉部
議案第80号	令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第4号)	保健福祉部
議案第81号	令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第4号)	塩原支所
議案第82号	令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)	産業観光部
議案第83号	令和4年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第1号)	上下水道部
議案第84号	令和4年度那須塩原市下水道事業会計補正予算(第1号)	上下水道部
議案第85号	個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	総務部
議案第86号	那須塩原市放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例の制定について	子ども未来部
議案第87号	那須塩原市部局設置条例の一部改正について	総務部
議案第88号	那須塩原市情報公開条例の一部改正について	総務部
議案第89号	那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	選挙管理委員会事務局
議案第90号	那須塩原市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	総務部
議案第91号	那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について	総務部
議案第92号	那須塩原市手数料条例の一部改正について	総務部
議案第93号	那須塩原市那須野が原博物館条例の一部改正について	教育部
議案第94号	那須塩原市こども医療費助成に関する条例の一部改正について	子ども未来部
議案第95号	財産の処分について	産業観光部
議案第96号	第2次那須塩原市総合計画後期基本計画について	企画部
議案第97号	「日本国・那須塩原市」と「ベトナム社会主義共和国・カントー市」相互協力に関する協定の締結について	企画部
議案第98号	公の施設の指定管理者の指定について	保健福祉部
議案第99号	公の施設の指定管理者の指定について	教育部
議案第100号	市道路線の認定及び廃止について	建設部

同意 第5号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市関谷69番地5
氏 名 室井 英子
生年月日 昭和33年 9月 8日

住 所 那須塩原市島方551番地6
氏 名 片岡 一郎
生年月日 昭和35年 2月10日

議案 第77号

令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第78号

令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第79号

令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第80号

令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第81号

令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第82号

令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第83号

令和4年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）

令和4年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第84号

令和4年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和4年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第85号

個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

上記議案を提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において、実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(個人情報ファイル簿の届出等)

第3条 実施機関は、法第75条第1項の規定により同項に規定する個人情報ファイル簿を作成し、公表するときは、あらかじめ、当該個人情報ファイル簿を市長に届け出なければならない。

2 実施機関は、届け出た個人情報ファイル簿の内容を変更するときは、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、やむを得ないときは、個人情報ファイル簿を作成し、又は届け出た内容を変更した時以後に前2項の規定による届出をすることができる。

(手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない法第76条の規定に

よる開示の請求に係る手数料の額は、那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）で定めるところによる。

2 前項に規定する手数料の納付は、申請の時にしなければならない。この場合において、請求する地方公共団体等行政文書の数が明らかでないときは開示請求する地方公共団体等行政文書1件分の手数料を納付するものとし、その数が明らかになったときは速やかに残りの地方公共団体等行政文書の分の手数料を納付するものとする。

3 法第87条第1項の規定により、保有個人情報の写しその他の物（以下「写し等」という。）の交付を受ける者は、規則で定めるところにより、写し等の作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

（審査会への諮問）

第5条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成20年那須塩原市条例第30号）第1条に規定する那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（検討）

第2条 市長は、令和5年4月1日から起算して、少なくとも5年を経過するごとに、この条例の施行の状況に応じて見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（那須塩原市個人情報保護条例の廃止）

第3条 那須塩原市個人情報保護条例（平成20年那須塩原市条例第32号。以下

「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第4条 次に掲げる者に係る旧条例第8条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、前条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) 前条の規定の施行前において旧条例第7条第3項の公の施設の管理に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第12条又は第17条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第9号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、法第60条第2項に規定する個人情報ファイルを除く。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号又は第3号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報を除く。)を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第5条 附則第3条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第6条 那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成20年那須塩原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）第2条第1号及び那須塩原市個人情報保護条例（平成20年那須塩原市条例第32号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)」を削る。

第11条を第13条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された行政文書若しくは保有個人情報又は同条第2項の規定により提示された行政文書を閲覧させることができる。

第6条第1項中「実施機関」を「諮問庁」に改め、「(那須塩原市情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)」及び「(那須塩原市個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「前項」を「前各項（第3項を除く。）」に、「実施機関」を「諮問庁」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 審査会は、必要があると認めるときは、意見請求庁に対し、当該意見請求庁からの意見の求めに係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

3 諮問庁及び意見請求庁は、審査会から第1項前段又は前項前段の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、意見請求庁に対し、行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条に次の1項を加える。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

第3条を第4条とする。

第2条第1号中「那須塩原市情報公開条例」を「情報公開条例」に改め、「実施機関からの」を削り、「応じ、」の次に「審査請求について」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

第2条第3号中「那須塩原市情報公開条例」を「情報公開条例」に改め、「若しくは那須塩原市個人情報保護条例第5条第2項第5号、第9条第1項第8号、第10条ただし書、第13条第8号、第30条第2項、第31条第2項若しくは第32条第2項」を削り、同号を同条第6号とし、同条第2号の次に次の3号を加える。

(3) 議会条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(4) 個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

(5) 議会条例第50条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第15条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項の規定において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

ウ 那須塩原市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年那須塩原市条例第 号。以下「議会条例」という。）第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長

- (3) 意見請求庁 情報公開条例第6条第7号、第18条第3項、第19条第3項又は第20条第2項の規定により、行政文書等の取扱いについて意見を求めた実施機関をいう。
- (4) 行政文書 情報公開条例第11条第1項又は第2項に規定する開示決定等に係る行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。）をいう。
- (5) 保有個人情報 次に掲げる保有個人情報をいう。

ア 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）

イ 議会条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）

（那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 旧条例第12条又は第17条の規定により請求された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報に係る決定又は不作為についての審査請求に係る調査審議は、なお従前の例による。

議案 第86号

那須塩原市放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例の制定について

上記議案を提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定に基づき、市が実施する放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ」という。）における利用者負担金（以下「負担金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(納入義務者)

第2条 児童クラブを利用する児童の保護者は、当該利用に係る負担金を納入しなければならない。

2 既に納入された負担金は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(負担金の額)

第3条 負担金の額は、別表に定める額とする。

(負担金の納入期限)

第4条 負担金の納入期限は、利用した日の属する月の翌月の末日とする。

(負担金の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、負担金の徴収に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

利用区分		児童クラブを利用する児童1人当たりの負担金の額
定期利用	月曜日から金曜日まで（午後6時まで）	(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける世帯に属する児童 無償 (2) 教育委員会から就学援助費の交付決定を受けている世帯に属する児童 月額3,700円 (3) 前2号に掲げる児童以外の児童 月額5,700円
	土曜日	日額500円
	延長（午後6時から午後7時まで）	定額利用 30分ごとに月額1,000円 随時利用 30分ごとに100円
一時利用	月曜日から金曜日まで	日額400円
	土曜日	日額800円
	学校休業日	日額800円

備考

- 1 児童クラブの運営上必要とするおやつ代、保険料その他の経費の実費は、別途保護者が負担するものとする。
- 2 「定期利用」とは、1箇月を単位とした児童クラブの利用をいう。
- 3 「一時利用」とは、1日を単位とした児童クラブの利用をいう。
- 4 「学校休業日」とは、教育委員会が規則で定める休業日から国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び日曜日を除いた日をいう。

議案 第87号

那須塩原市部局設置条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市部局設置条例の一部を改正する条例

那須塩原市部局設置条例（平成19年那須塩原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中イを削り、ウをイとし、エからクまでをウからキまでとし、同条第2号中スをセとし、エからシまでをオからスマまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 行財政改革に関すること。

第2条第5号カ中「こと」の次に「(子ども未来部の所管に属するものを除く。)」を加え、同条第6号に次のように加える。

ウ 母子保健に関すること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案 第88号

那須塩原市情報公開条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市情報公開条例の一部を改正する条例

第5条第1項第1号中「法人」の次に「その他の団体」を加える。

第13条を次のように改める。

(手数料等)

第13条 開示請求をする者は、那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項に規定する手数料の納付は、申請の時にしなければならない。この場合において、請求する行政文書の数が明らかでないときは開示請求する行政文書1件分の手数料を納付するものとし、その数が明らかになったときは速やかに残りの行政文書の分の手数料を納付するものとする。

3 前条第1項の規定により、行政文書の写しその他の物（以下「写し等」という。）の交付を受ける者は、規則で定めるところにより、写し等の作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案 第89号

那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成17年那須塩原市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「関して」を「関し」に改める。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中
「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31
万6,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第90号

那須塩原市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

上記議案を提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(那須塩原市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 那須塩原市職員の定年等に関する条例(平成17年那須塩原市条例第33号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」

に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 那須塩原市職員の給与に関する条例（平成17年那須塩原市条例第50号）

第7条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年那須塩原市条例第198号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職

- (2) 行政職給料表の5級以上の給料を受ける職員の職（前号に掲げる職を除く。）
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末

日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の

遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者が

その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当

該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第2条 那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年那須塩原市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（那須塩原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第3条 那須塩原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は同法第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
（那須塩原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第4条 那須塩原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年那須塩原市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（那須塩原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第5条 那須塩原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年那須塩原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第6条 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年那須塩原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条及び第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条の2第1項第1号中「（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」を削り、同項第2号中「小学校」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」に改める。

第12条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1の16の項中「（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）」を削る。

（那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 那須塩原市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 那須塩原市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表中第4条第10項の項を削り、同表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第4項の項を削り、同表第13条第5項の項中「育児休業条例」を「那須塩原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第39号）」に改める。

第19条の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前

再任用短時間勤務職員」に改め、同表第13条第4項の項を削り、同表第13条第5項の項中「育児休業条例」を「那須塩原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第39号）」に改め、同表第17条の6の項を次のように改める。

第17条の6	第4条第3項から第9項まで、第8条	第8条
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（那須塩原市職員互助会条例の一部改正）

第8条 那須塩原市職員互助会条例（平成17年那須塩原市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

（5）法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員

（那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正）

第9条 那須塩原市職員の給与に関する条例（平成17年那須塩原市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、休暇等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「そ

の者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号において）」に、「。以下」を「。第1号において」に改め、同項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「この条」を「この項から第5項まで」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号及び第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第17条第2項中「第17条の4第2項」を「第17条の4第2項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の6の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第4条第3項から第9項まで及び第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

（定年引上げに伴う経過措置）

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

及び非常勤職員

(2) 那須塩原市職員の定年等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第33号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 那須塩原市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員

14 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の

受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「

再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

」に改める。

(那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年那須塩原市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を削る。

第23条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正)

第11条 那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例(平成17年那須塩原市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び」を削る。

(那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年那須塩原市条例第198号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条第2項中「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を削る。

第23条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

附則に次の5項を加える。

（定年引上げに伴う経過措置）

- 3 当分の間、職員（管理者が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（次項において「特定日」という。）以後、管理者が定める額とする。
- 4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（次項において「他の職への降任等」という。）をされた職員であって、管理者が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定める額を給料として支給する。
- 5 他の職への降任等をされた日の前日から引き続き第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であって、前項の規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 6 附則第3項の規定の適用を受ける職員（前2項の規定により給料を支給される職員を除く。）であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

（那須塩原市職員の再任用に関する条例の廃止）

第13条 那須塩原市職員の再任用に関する条例（平成17年那須塩原市条例第34号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(那須塩原市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の那須塩原市職員の定年等に関する条例（以下この条、次条及び附則第7条において「旧定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の那須塩原市職員の定年等に関する条例（以下この条、次条、附則第5条、附則第6条、附則第10条及び附則第12条において「新定年等条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年等条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年等条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年等条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次条、附則第7条から附則第9条まで、附則第11条及び附則第16条において「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年等条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）

を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新定年等条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(那須塩原市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年等条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年等条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を

要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年等条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年等条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下この項、附則第5条第1項及び第2項、附則第6条第1項及び第2項、附則第8条、附則第13条、附則第15条、附則第17条第1項並びに附則第19条において「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年等条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項、附則第12条第1項、附則第13条、附則第15条、附則第17条並びに附則第19条から第21条までにおいて同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価、業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連

合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年等条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条、附則第6条及び附則第8条から第10条までにおいて同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達しているも

の（新定年等条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新定年等条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(那須塩原市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年等条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める

短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年等条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年等条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年等条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条及び附則第17条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（那須塩原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 第3条の規定による改正後の那須塩原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（次項において「改正後派遣等条例」という。）第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

2 附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新定年等条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後派遣等条例の規定を適用する。

（那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第6条の規定による改正後の那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この条において「改正後勤務時間等条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後勤務時間等条例の規定を適用する。

(那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)を行う職員に対する第9条の規定による改正後の那須塩原市職員の給与に関する条例(附則第16条及び附則第17条において「新給与条例」という。)附則第12項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、休暇等条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(那須塩原市職員互助会条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 暫定再任用職員は、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の那須塩原市職員互助会条例の規定を適用する。

(那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置)

第16条 新給与条例附則第12項から第18項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第17条 暫定再任用職員(新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される那須塩原市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年那須塩原市条例第38号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年

前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される那須塩原市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第6条の規定による改正後の那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第4条第3項から第9項まで及び第8条から第9条の2までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴うその他の経過措置の規則への委任）

第18条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 暫定再任用職員は、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

（那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 第11条の規定による改正後の那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例第2条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 暫定再任用職員は、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第12条の規定による改正後の那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

議案 第91号

那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那須塩原市職員の給与に関する条例（平成17年那須塩原市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	

1 2	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
1 3	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
1 4	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
1 5	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
1 6	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
1 7	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
1 8	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
1 9	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
2 0	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
2 1	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
2 2	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
2 3	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
2 4	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
2 5	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
2 6	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
2 7	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
2 8	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
2 9	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
3 0	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
3 1	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
3 2	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
3 3	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
3 4	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
3 5	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
3 6	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
3 7	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
3 8	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
3 9	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
4 0	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
4 1	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
4 2	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
4 3	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
4 4	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
4 5	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
4 6	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
4 7	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
4 8	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
4 9	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
5 0	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
5 1	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
5 2	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
5 3	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
5 4	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
5 5	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
5 6	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
5 7	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
5 8	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
5 9	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
6 0	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
6 1	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
6 2	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
6 3	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
6 4	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
6 5	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
6 6	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
6 7	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
6 8	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
6 9	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
7 0	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		

7 1	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
7 2	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
7 3	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
7 4	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
7 5	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
7 6	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
7 7	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
7 8	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
7 9	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
8 0	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
8 1	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
8 2	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
8 3	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
8 4	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
8 5	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
8 6	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
8 7	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
8 8	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
8 9	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
9 0	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
9 1	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
9 2	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
9 3	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
9 4		294,900	342,600					
9 5		295,200	343,100					
9 6		295,600	343,500					
9 7		295,800	343,700					
9 8		296,100	344,100					
9 9		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用職員	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

第2条 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年那須塩原市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「375,000」を「376,000」に改める。

第9条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年那須塩原市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改正する。

別表(第3条関係)

号給	給料月額
	円
1	150,100
2	151,200
3	152,400
4	153,500
5	154,600
6	155,700
7	156,800
8	157,900
9	158,900
10	160,300
11	161,600
12	162,900
13	164,100
14	165,600

1 5	167, 100
1 6	168, 700
1 7	169, 800
1 8	171, 200
1 9	172, 600
2 0	174, 000
2 1	175, 300
2 2	177, 800
2 3	180, 300
2 4	182, 800
2 5	185, 200
2 6	186, 900
2 7	188, 500
2 8	190, 200
2 9	191, 700
3 0	193, 400
3 1	195, 200
3 2	196, 900
3 3	198, 500
3 4	199, 900
3 5	201, 400
3 6	202, 900
3 7	204, 200
3 8	205, 500
3 9	206, 700
4 0	208, 000
4 1	209, 300
4 2	210, 600
4 3	211, 900
4 4	213, 200
4 5	214, 300
4 6	215, 600
4 7	216, 900
4 8	218, 200
4 9	219, 200
5 0	220, 300
5 1	221, 300
5 2	222, 300
5 3	223, 300
5 4	224, 200
5 5	225, 100
5 6	226, 000
5 7	226, 300
5 8	227, 100
5 9	227, 800
6 0	228, 500
6 1	229, 200
6 2	230, 000
6 3	230, 700
6 4	231, 300
6 5	231, 900
6 6	232, 500
6 7	233, 100
6 8	233, 800
6 9	234, 500
7 0	235, 100
7 1	235, 600
7 2	236, 300
7 3	237, 000
7 4	237, 600
7 5	238, 200

7 6	238, 700
7 7	239, 300
7 8	240, 000
7 9	240, 700
8 0	241, 200
8 1	241, 700
8 2	242, 300
8 3	242, 900
8 4	243, 400
8 5	243, 900
8 6	244, 500
8 7	245, 100
8 8	245, 600
8 9	246, 100
9 0	246, 600
9 1	246, 900
9 2	247, 300
9 3	247, 600

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は令和5年4月1日から、第7条の規定は令和4年12月1日から施行する。

2 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の那須塩原市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（第7条第1項の表の改正規定に限る。）による改正後の那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の那須塩原市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与等の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案 第92号

那須塩原市手数料条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市手数料条例の一部を改正する条例

那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1 閲覧手数料の項の次に次のように加える。

開示請求 手数料	那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）第5条第1項の規定による行政文書の開示の請求	開示の請求をする行政文書1件につき	300
	個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の開示の請求	開示の請求をする地方公共団体等行政文書1件につき	300

別表第1 謄写手数料の項中「A列4判」を「A列4番」に、「A列3判」を「A列3番」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1 謄写手数料の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案 第93号

那須塩原市那須野が原博物館条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市那須野が原博物館条例の一部を改正する条例

那須塩原市那須野が原博物館条例（平成17年那須塩原市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条及び第22条」を削り、「の設置その他必要な事項」を「に関する事項」に改める。

第3条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案 第94号

那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市子ども医療費助成に関する条例（平成17年那須塩原市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「支払い」を「支払」に改め、同条第3項中「から医療機関等（薬局を除く。）の診療報酬明細書ごとに2,000円（一部負担金等の額が2,000円を下回るときは、当該一部負担金等の額）を控除した額」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

議案 第95号

財産の処分について

次の財産の処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|---|
| 1 土地の所在 | 那須塩原市高林字下川原林701番6 |
| 2 地目、地積 | 宅地 12, 258.87㎡ |
| 3 売却の方法 | 随意契約 |
| 4 売却予定価格 | 111, 555, 717円 |
| 5 売却の相手方 | 栃木県那須塩原市上中野53番地8
有限会社海南設備工業
代表取締役 柳田 幹一 |

議案 第96号

第2次那須塩原市総合計画後期基本計画について

第2次那須塩原市総合計画後期基本計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第97号

「日本国・那須塩原市」と「ベトナム社会主義共和国・カントー市」相互協力に関する協定の締結について

次のとおり「日本国・那須塩原市」と「ベトナム社会主義共和国・カントー市」相互協力に関する協定を締結したいので、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第3号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- 1 協定の相手方 ベトナム社会主義共和国カントー市
- 2 協定内容 別紙のとおり

「日本国・那須塩原市」と「ベトナム社会主義共和国・カントー市」
相互協力に関する協定書（共同声明）

日本国那須塩原市市長 渡辺 美知太郎とベトナム社会主義共和国カントー市人民委員会委員長 トラン・ビエト・チュオンは、2022年 月 日、
において、那須塩原市及びカントー市の相互発展に向けた会談を行った。

那須塩原市及びカントー市は、日本国及びベトナム社会主義共和国の友好関係の発展に貢献するため、両市の友好的な共同活動を促進し、次の内容について、公式な協力関係を結ぶことを決定する。

内 容

- 1 両市は、観光業及び農業の分野を中心に、イベントの開催、代表団の交流及び会議を行い、情報交換及び関係強化に努めること。
- 2 那須塩原市は「秘書課」、カントー市は「外務局」が本協定に関する窓口となり、この協定に掲げる事項の推進及び調整に努めること。
- 3 この協定に定めのない事項は、その都度、両市が友好的に協議して定めること。
- 4 両市は、日本国及びベトナム社会主義共和国が締結し、又は加入している国際条約、各国の法律等の定めにより、この協定の内容を履行することが難しい場合があることをあらかじめ承諾すること。
- 5 この協定の内容の変更及び解除は、両市の合意によって署名された文書でのみ行うことができることとする。

この協定書は、日本語及びベトナム語で2部作成され、両市はそれぞれ1部ずつ保管し、同一の効力を有し、署名の日から効力を発する。

年 月 日

日本国
那須塩原市市長

ベトナム社会主義共和国
カントー市人民委員会委員長

(署名)

(署名)

議案 第98号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	那須塩原市元気アップデイサービスセンターさくら 那須塩原市元気アップデイサービスセンターはつらつ 那須塩原市元気アップデイサービスセンターしおばら
指定管理者となる団体	那須塩原市南郷屋5丁目163番地765 公益社団法人那須塩原市シルバー人材センター 理事長 青木 富士夫
指定の期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案 第99号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	那須塩原市黒磯文化会館
指定管理者となる団体	那須塩原市上厚崎490番地 公益財団法人那須塩原市文化振興公社 理事長 月井 祐二
指定の期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

議案 第100号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、那須塩原市道路線を次のとおり認定し、及び廃止したいので、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定により準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	備考
K3066	唐杉3066号線	唐杉	唐杉	
K3067	唐杉3067号線	唐杉	唐杉	
K3068	前弥六3068号線	前弥六	前弥六	
K3069	大原間3069号線	大原間	大原間	
K3070	豊浦町3070号線	豊浦町	豊浦町	
K3071	豊浦町3071号線	豊浦町	豊浦町	
K3072	前弥六3072号線	前弥六	前弥六	
N1538	石林1538号線	石林	石林	
N1539	西大和1539号線	西大和	西大和	
N1540	西大和1540号線	西大和	西大和	
N1541	一区町1541号線	一区町	一区町	
N1542	西三島1542号線	西三島三丁目	西三島三丁目	
N1543	西三島1543号線	西三島三丁目	西三島三丁目	

廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	備考
N 1 2 1	西三島 1 2 1 号線	西三島三丁目	西三島三丁目	
N 1 2 2	西三島 1 2 2 号線	西三島三丁目	西三島三丁目	